

現場説明書（業務委託）

施 工 年 度	令和 8 年度	業 種	建設コンサルタント
業 務 名	西部排水区浸水対策基本設計業務		
実 施 場 所	下関市 新地西町、上新地三丁目ほか		
入札（見積合せ）執行場所	下関市上下水道局（本局）入札室		
委 託 期 間	着手の時期： 年 月 日 完成の時期： 令和 9年 3月 18日		
入札（見積）条件	別紙「入札条件（業務委託）」のとおり		
契 約 保 証 金	納付（契約金額の100分の10以上。ただし、契約保証金の納付に代えて業務完了保証人を立てることができる。）		
契 約 の 条 件	下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）、下関市上下水道局工事等一般競争入札実施要領（平成17年2月13日制定）及び下関市上下水道局工事等請負契約入札心得（平成17年2月13日制定）による。		
契 約 書 約 款	業務委託契約書のとおり		
指 示 事 項	別紙「指示事項（業務委託）」のとおり		
業 務 委 託 内 容	(委託概要) ・設計業務 1式 ・測量業務 1式 ・地質調査業務 1式 (業務委託説明時に掲示するその他の図書) ①特記仕様書 ②設計図 ③設計書 ・設計計算書等		
質 問 へ の 回 答	回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。		

入札条件（業務委託）

1 入札に当たっての留意事項

入札参加者は、入札公告、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び業務委託現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、以下の事項に留意して入札しなければならない。

- (1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 入札に関する質問

入札参加者は、設計図書及び入札用業務委託費内訳書（以下「設計図書等」という。）に疑義がある場合には、以下のとおりとする。

(1) 異議の申し立て

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後（積算内容確認期間を設定した場合は、当該確認期間終了後）に設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 質問の方法及び受付期間

入札公告等に掲げる期間に、質問書を総務課契約係へ入札公告等で指定した方法により提出すること。

(3) 回答の方法

後日速やかに、入札参加者全員に提示する。

3 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約保証金又は業務完了保証人

落札者は、現場説明書（業務委託）において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の納付に代えて、落札者は、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てることができる。

5 管理技術者及び照査技術者

(1) 管理技術者

- ア 受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 管理技術者は、設計図書に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- ウ 管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならぬ。

(2) 照査技術者

- ア 受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。
- ウ 照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならぬ。

6 入札用業務委託費内訳書（金抜き設計書）

- 業務委託の実施に当たっては、業務委託契約書の規定による照査を行うこと。
- 入札用業務委託費内訳書の数量については、参考数量として取り扱うこととする。

指示事項（業務委託）

1 業務委託管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す最新の仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託仕様書
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び入札用業務委託費内訳書のとおりとする。

3 法令の順守

- (1) 受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を順守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務委託の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は、業務委託に使用する車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

設計図書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象となくなつた場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

この業務委託から発生する建設廃棄物の処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により許可を受けた施設とする。

5 市内資材又は市内代理店又は市内企業等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」 in 市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達及び業務委託の一部が下請負人を必要とする業務委託に当たっては、市内資材又は市内代理店又は市内業者等の活用に出来る限り協力すること。

6 テクリスの登録

受注者は、業務委託料100万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日・祝日を除く。）に変更データを提出すること。

7 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、業務委託料100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出すること。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後に判明した場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表1工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、発注者は受注者に対し、指名停止措置を行うことができる。
- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、業務委託契約書の規定に基づき、発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

- (1) 環境法令について
受注者は、業務の実施に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 事故発生時の対応
受注者は、業務中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。
- (3) 苦情発生時の対応
受注者は、業務に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。
- (4) 業務に関する配慮事項
ア 生活環境対策
低騒音・振動型の建設機械の利用や業務時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。
濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。
土砂の崩壊、流出防備に努めること。
周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。
周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。
埋蔵文化財包蔵地における業務に当たっては事前に発掘調査による記録 保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。
周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について業務計画書内に記載すること。

10 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(4) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(7) 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 事故発生時における報告

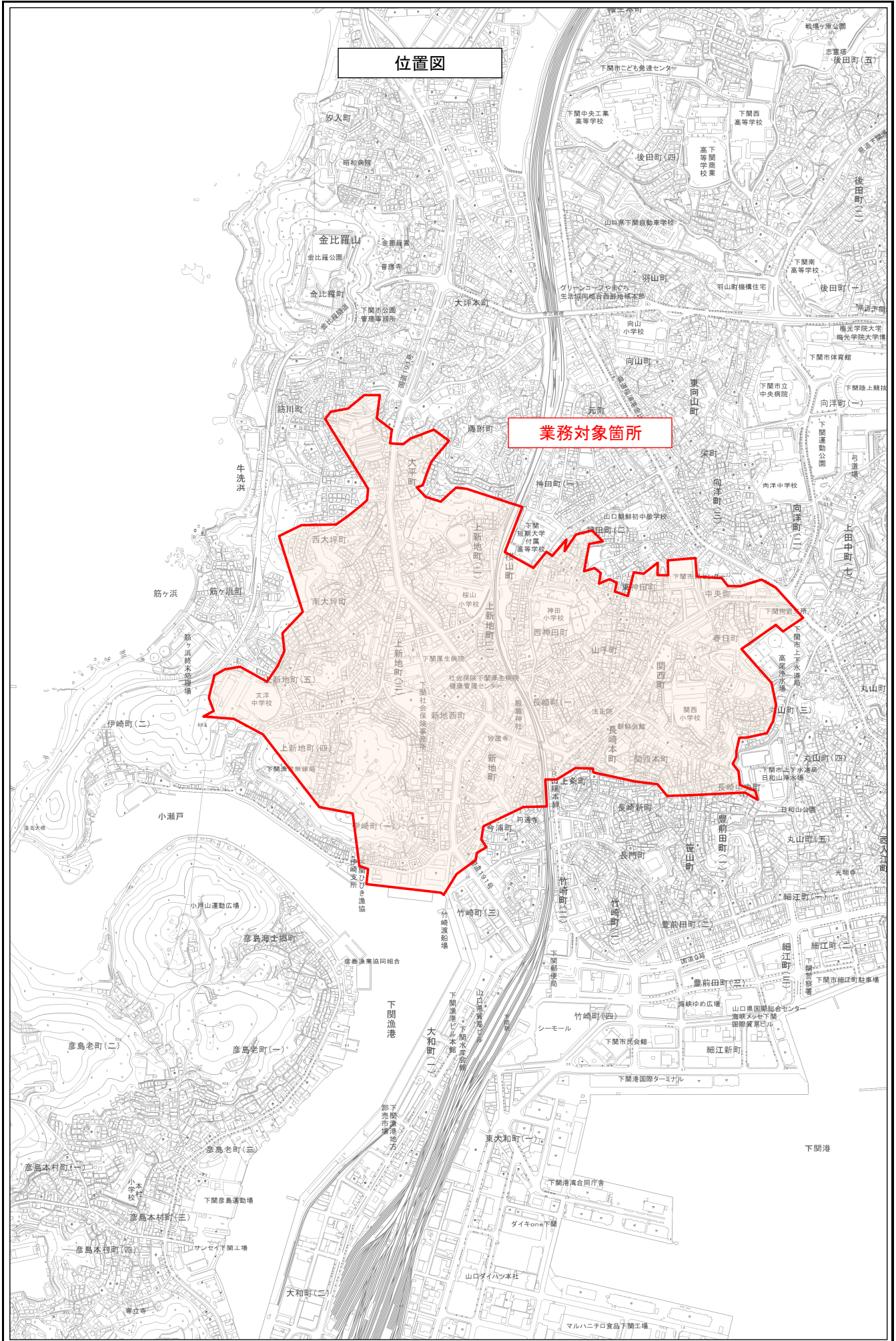
受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

11 ウィークリースタンスの推進

業務の実施にあたっては、「下関市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むこと。

位置図

業務対象箇所



土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙1

業務の種類	管理技術者	照査技術者
<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
<input type="checkbox"/> 測量業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する または ※1の際には、精度管理を照査 と読み替えるとともに、照査技 術者を配置する
<input type="checkbox"/> 地質・土質調査業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
<input type="checkbox"/> 用地調査等業務	配置すること	配置しない
<input type="checkbox"/> 積算業務	配置すること	配置しない
<input type="checkbox"/> 工事監督支援業務	配置すること	配置しない

※1 山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領による低入札価格調査の対象
であるとともに、調査基準価格を下回った者と契約を行う場合

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 設計業務

技術者の配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する・配置しない
資格要件	<p>技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタント協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)^{注1}[業務に該当する専門技術部門]、建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者[業務に該当する登録部門]、土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[業務に該当する資格分野]^{注1}の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」^{注2}</p> <p>ただし、業務委託金額が100万円未満の場合は、資格を問わない。 (発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く)</p> <p>注1) 特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く</p> <p>注2) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者</p>	<p>管理技術者資格と同等で、<u>兼任はできない</u></p>

※ 本業務で求める資格

- ・技術士の部門： 下水道 部門
(技術士の総合技術監理部門については、上記部門に該当する選択科目とする。)
 - ・RCCMの専門技術部門： 下水道 部門
 - ・国土交通省登録技術資格： 別紙3による
 - ・技術管理者の登録部門： 下水道 部門
 - ・土木学会認定技術者①： _____ 分野
 - ・土木学会認定技術者②： _____ 分野
- ①: 特別上級技術者、上級技術者(コースA)、1級技術者(コースA)
②: 上級技術者(コースB)、1級技術者(コースB)

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 測量業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する・配置しない
資格要件	測量法(昭和24年法律第188号)第48条に規定する測量士	管理技術者資格と同等で、 <u>兼任はできない</u>

**土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件**

○ 地質・土質調査業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する・配置しない
資格要件	<p>技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質)]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による]、RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)、地質調査業者登録規程に基づく技術管理者の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」^{注1}。</p> <p>注1) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者</p>	<p>管理技術者資格と同等で、<u>兼任はできない</u></p>

西部排水区浸水対策基本設計業務

特記仕様書

第1章 目的

下関市新地西町及び上新地町三丁目の浸水対策として、西部排水区浸水対策検討業務（令和8年3月）にて浸水被害の軽減・解消を目的とした基本検討業務を実施し、既設主要水路からの新設バイパス函渠及び新設調整池等の基本方針を策定した。

本業務は、過年度業務の基本方針に基づき、対策施設路線及び新設調整池の測量調査を実施するとともに、新設調整池予定地の地質調査を実施する。また、新設バイパス函渠及び新設調整池の基本設計を実施し、流出解析により対策施設の効果検証を行うことを目的とする。

第2章 対象施設

- ・位置図 : 図 1 の通り
- ・排水区面積 : 西部排水区のうち A=28.54ha
- ・貯留容量 : 2,500m³

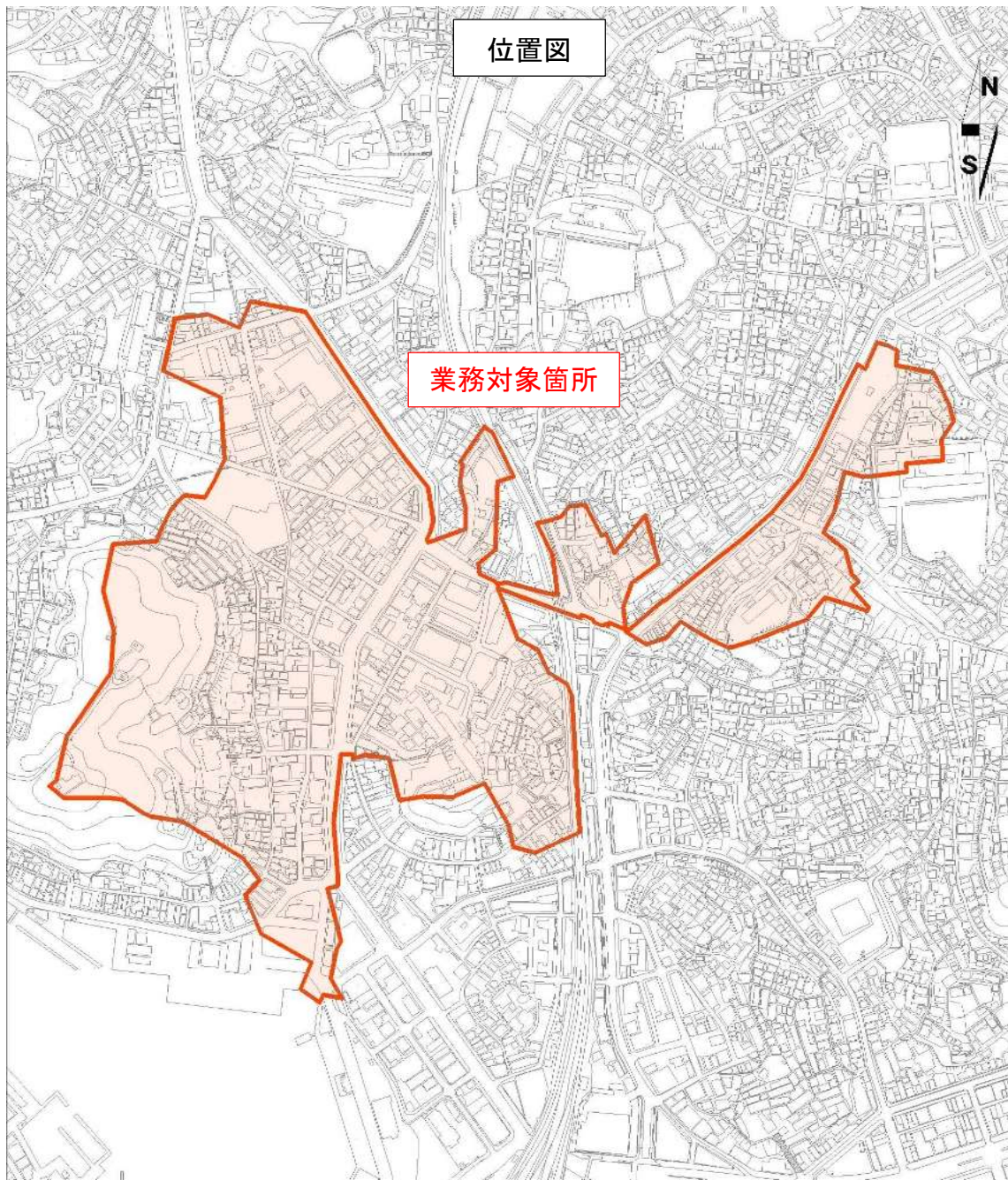


图 1 位置图

第3章 業務内容

3.1. 測量

雨水調整池及び函渠設計に必要となる測量調査を実施する。

○調査数量

- ・ 4 級基準点測量（伐採なし）：5 点
- ・ 4 級水準測量：4.20 k m（管路延長）
- ・ 現地測量：0.004km²（調整池予定地）
- ・ 路線測量：4.20 k m（現地踏査、仮 BM 設置測量、中心線測量、縦断測量、横断測量）

3.2. 地質調査

雨水調整池設計に必要となる地質調査を実施する。なお、調査箇所については、最適な箇所を選定し、監督員との協議により決定すること。

○調査箇所 1 箇所

- ・ 雨水調整池を設置する予定地（関西公園）内

○調査項目

- ・ 機械ボーリング：10m（粘性土、砂・砂質土・礫混り土砂・軟岩）
- ・ サウンディング及び原位置試験：10 回（標準貫入試験）
- ・ 室内土質試験：1 試料（土粒子の密度試験、土の粒度試験、土の含水比試験、土の液性限界試験、土の塑性限界試験）

3.3. 雨水調整池の基本設計

3.3.1. 基本条件の確認

雨水調整池を設計するために必要となる基本的な条件を整理し、確認する。

3.3.2. 維持管理方法の検討

雨水調整池の維持管理方法を検討する。管理方法は、建屋の管理棟は設置せず操作盤の設置、自家発電装置なしを想定している。管理棟および自家発電装置等が必要となった場合は、変更の対象とする。

3.3.3. 配置計画の検討

雨水調整池用地に対して、調整池や付帯設備などの配置計画を検討する。

3.3.4. 施設設計

調整池の必要容量を精査したうえで、雨水調整池の形状および構造形式を経済性、施工性、維持管理性、機能性等を考慮して比較検討を行う。

また、取水堰の概略工法検討、雨水調整池の排水方法についても検討する。排水方法は、水位関係からポンプ排水が想定されるため、操作方法についても検討を行う。

3.3.5. 水位関係の検討

雨水調整池および流入・流出先の水位関係を検討する。

3.3.6. 施工方法比較検討

雨水調整池の施工方法を経済性、必要工期、周辺への影響を考慮し、比較検討する。雨水調整池は、工事工程や施工ヤード等について、各種行事や既存施設への影響緩和を図る。なお、雨水調整池は関西公園を予定している。

3.4. 管路基本設計

3.4.1. 資料収集

設計計画に必要となる施設・区画割平面図、流量表、縦断図、既計画の調査資料、地下埋設物資料、土質資料及びその他必要な資料について収集、整理する。

3.4.2. 現地踏査

地域特性の把握のため、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等について調査する。

3.4.3. 設計計画

管路の平面・縦断および交差計画の策定にあたっては、過年度検討で未着手であった国道以外の一般道についても、計画検討区間においては地下埋設物状況を詳細に把握し、施工可能な路線の精査を行う。

3.4.4. 流量断面計算

既存資料（水路網調査等）の多くが調査から30年以上経過しており現況と乖離している可能性があるため、「3.1 測量」にて調査した最新の水路情報を用いた流量計算（原則、合理式とする）及び流下能力評価（原則、等流計算とする）より流量断面計算を行う。

※ 特記事項

下記事項について該当がある場合には、必要に応じ「工事」を「業務」に読み替えるなどして、適宜対応すること。

- (1) 管理技術者及び照査技術者については、最新の「山口県業務委託共通仕様書」によることとし、配置要件については別紙1のとおりとする。

なお、業務に該当する選択科目及び部門は「下水道」とすること。また、資格要件(別紙2)の資格とは別に、「下水道法第22条に規定する資格を有する者」も該当資格とする。さらに、国土交通省登録技術者資格における資格が対象とする区分は以下のとおりとする。

資格が対象とする区分		
施設分野	業務	知識・技術を求める者
下水道	計画・調査・設計	管理技術者

- (2) 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定め(見積り上の参考資料として示す代価表や参考図は特別の定めにならない。)がある場合を除き、受注者の責任において定める。

その内容については、工事に着手するまでに施工計画書により監督職員へ提出する。

- (3) 受注者は、工事に先立ち下記事項について事前調査を行い、十分現状を把握した後、工事に着手すること。

a. 地下埋設物 b. 架空線 c. 周辺施設(学校・病院等) d. 道路及び河川状況 e. 家屋
f. 汚水桝設置確認 g. 井戸 h. 用地確保 i. その他(地盤条件等)

- (4) 地下埋設物等の影響により設計図書通りに施工する事が困難な場合には、直ちにその詳細について理由書及び調査データを提出の上、監督職員と協議し、指示を受ける。

- (5) 受注者は、関係官公庁、その他の者に対する必要な申請手続きは速やかに行い、工事に支障の無いよう努めること。なお、手続きに要する費用は受注者の負担とする。

- (6) 工事用電力及び用水は、特別の定めがある場合を除き受注者の負担とする。

- (7) 近接工事及び関連工事がある場合は、工事の進捗に支障の無いよう業者間で工程の打合わせを十分に行い、その内容について監督職員の確認を得ること。

- (8) 本工事のために資機材の保管場所及び仮置場並びに現場事務所を設置する場合は、特別の定めがある場合を除き、受注者の負担により設置する。

- (9) 本工事が鉄道の近接工事に該当する場合は、列車の安全な運行を確保するため、当該鉄道管理者の指示に基づき、鉄道施設協会が認定した「工事管理者」や「列車見張員」を配置すること。

- (10) 公衆災害の防止について

①作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶ事のないよう注意すること。特に民地等に隣接した作業場において、機械・材料等の仮置きには十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならない。(例:作業場周辺の民地に無断で立入り昼食をとること、ゴミを放置すること等の行為をしてはならない。)

- ②作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努め、住民との良好な関係を保つこと。(例:看板設置や資器材の仮置きで住民家屋に損傷を与えてはならない。)
- ③作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めること。(例:路面段差や陥没についてよく注意を図り、事故等の無いようにすること。)

(11) 道路使用条件の遵守について

- ①警察署、道路管理者等から指示を受けた作業時間を必ず守り、日々交通規制の早期開放に努めること。また、国・県道では特に作業時間の制約を受けるので注意すること。
- ②埋戻し後は、路面の平滑性を確保するため即日仮復旧を施すこと。また、本舗装を施工するまでは、仮舗装の状況を常時点検し、凹凸のないよう心がけること。特に降雨時等には巡回し、必要に応じ監督職員に状況を報告すること。
- ③歩行者の安全確保及び円滑な交通誘導を行うため、道路工事現場に精通した交通誘導員(警備業法第2条第4項に規定する警備員であること)を配置すること。
また、工事箇所が特定の路線及び区間に該当する場合は、検定合格警備員の配置が義務づけられているので、遵守すること。

(12) 業務の実施にあたっては、「下関市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

(13) 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品を完成通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

なお、提出部数等については次のとおりとする。

- ①報告書及び設計図製本(A4版) …… 2部
- ②電子データ(DVDまたはCD等) …… 1枚